

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年1月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間（山口県）			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	22人	52.9歳	304,664円	326,337円	—	—	—	—
清掃職員	9人	49.0歳	328,867円	362,915円	廃棄物処理業従業員	45.7歳	279,800円	1.3
学校給食	7人	57.5歳	282,343円	286,971円	調理士	44.2歳	272,300円	1.1
その他	6人	53.5歳	294,400円	317,397円	—	—	—	—

※「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成16年～18年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
						1	3	1	3	3	11	
清掃職員						1	3		1	2	2	
学校給食									1		6	
その他								1	1	1	3	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

清掃職員：技能職給料表（国家公務員の行政職俸給表（一）を組み合わせた表）を適用

学校給食：現業職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二）に同じ。ただし3級制）を適用

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給。このうち、特殊勤務手当の内容は以下のとおり。

手当名称	支給要件	支給単位
危険手当	衛生センター及び清掃センターに勤務する職員	月額5,000円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行っていない。給与面に関しては学校給食調理員は、国家公務員の俸表（行政職俸給表（二））に準拠しており、今後も同様とする。

また、清掃職員については、国家公務員の俸給表（行政職俸給表（一））を組み合わせた独自表を採用しており、国家公務員の俸給表（行政職俸給表（二））への移行を図る必要がある。

3 具体的な取組内容

技能労務職は退職者不補充職種であるため、19年度から衛生センター、清掃センター、20年度から橘学校給食センターの民間委託を実施し、今後も民間委託、指定管理制度の活用を図る。

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針（公営企業局）

平成20年1月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	31人	43.0歳	152,465円	166,082円	—	—	—	—
看護職員	16人	43.1歳	148,929円	162,676円	看護補助員	44.4歳	184,444円	0.9
調理員	15人	42.9歳	156,238円	169,714円	調理士	44.2歳	272,300円	0.6

※「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成16年～18年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体	0人	0人	5人	1人	0人	4人	7人	1人	4人	5人	4人	0人
看護職員	0	0	2	1	0	2	4	1	2	1	3	0
調理員	0	0	3	0	0	2	3	0	2	4	1	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（二）適用

イ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行っていない。

給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

3 その他

技能労務職は退職者不補充職種であるため、介護老人保健施設給食業務・病院給食業務等順次民間委託を行っており、今後も可能な業務に関して推進していく。